

## ドローンによる農薬の空中散布にかかる安全ガイドライン【勝浦町版】

令和8年2月9日付 勝農第1272号

### 第1 趣旨

ドローンによる農薬の空中散布を行うもの（以下「実施主体」という。）が、安全かつ適正な農薬使用を行うために参考とすることができる目安とするため、国は「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」（令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知。以下「国のガイドライン」という。）を定めている。

ドローンによる農薬の空中散布にかかる安全ガイドライン【勝浦町版】（以下「勝浦町版ガイドライン」という。）では、国のガイドラインを基盤として、一部要約し、一部具体的な数値を示し、実施主体が留意すべき項目を整理することを目的とし作成した。

### 第2 オペレーターの健康対策

ドローン用の農薬は、動噴散布に比べ、はるかに高濃度の薬液を散布することとなるため、本ガイドラインで示す方法によらず、薬液に被曝した場合、たちまち健康リスクに直結する。

オペレーターは、ドローン本体から離れて散布することが必要であり、そのためには、事前に測量を行って全自動（目視飛行に限る。）で農薬散布ができることが重要である。

また、オペレーターは農薬曝露を回避するため、農薬用マスクや保護眼鏡を使用し、防除衣または長袖の上着、長ズボン等を着用し、安全確保のためにヘルメットを着用することとする。加えて、防除当日の園地には前述の農薬曝露対策無しに立ち入らないようにすることと、防除依頼者にも同様の措置を順守するよう努めること。

### 第3 散布計画への同意

耕作者は、ドローンによる農薬の空中散布の実施園地に隣接する農地および実施園地周辺（目安として境界から20m<sup>1</sup>以内）に、学校、病院等の公共施設、住宅家屋、蜜蜂の巣箱、魚介類の養殖場、水道水源、有機農業・自然栽培に取り組む農地があれば、該当者に散布計画を周知し同意を得ること。

また、耕作者は、実施主体へドローン散布を依頼する際に、この同意を得た旨を示したうえで申し込むこととする。

※1) 飛散の影響をほぼ無視できる距離として、第4項では、10mを確保する必要があるとしているが、より安全性を配慮し倍の20mとした。

#### 第4 ドリフト（農薬を散布した区域外への飛散）対策

実施主体は、隣接する農地または用水にドリフトすることを避けるため、原則として幅10m<sup>2)</sup>の緩衝地帯を設け（飛行ラインより）飛行すること。また、10mが確保できない場合は、耕作者と該当者が協議したうえで実施すること。

飛行高度が高くなることにより、ドリフトのリスクは高まるため、飛行高度は樹上3～4mの範囲で散布することとし、山間地では接触リスクを回避するため4mを目途として<sup>3)</sup>散布できるようにする。また、隣接地ではノズルの調整や枕地散布など、技術的に可能な対策にも努めることとする。

※2) 日本有機農業生産団体中央会が定める有機農産物生産基準運用細則第8版(2019.4.13改訂)では、ラジコンヘリの緩衝帯の距離は12mが必要とされている。動噴の場合は4m。ドローンの場合はラジコンヘリと比べ飛散しやすさは小さいと考えられるため10mと設定した。

※3) AGRAST50/T25ドローン飛行マニュアル(97P)には、最適な噴霧結果を得るための機体の高度については、3～4mとされている。

#### 第5 飛行条件について

実施主体は、事前に気象情報アプリ等で降雨や風速の時間情報を取得すること。散布時または散布直後に降雨のある場合は、散布を避けること。

また、散布時の風速が、地上1.5mで3m/Sを超える場合は散布を避けること。

#### 第6 事故発生時の対応

事故発生時の対応は、国のガイドラインに則り、以下のとおりとする。

- 1 農薬事故（ドリフト、流出等）の場合は、実施主体は国のガイドラインが示す様式により事故報告書を作成し、徳島県みどり戦略推進課(088-621-2411)へ提出すること。
- 2 航空法に基づく事故（人の死傷、物件の損壊、航空機との衝突又は接触）が発生した場合は、直ちに飛行を中止し、負傷者がいるばあいは負傷者の救護を

行い、必要に応じて警察署、消防署、その他必要な機関等に連絡すること。

- 3 航空法に基づく事故または重大インシデント（航空機への衝突又は接触のおそれがあった場合、人の負傷、制御が不能になった場合、ドローンが飛行中に発火した場合）が発生した場合、原則ドローン情報基盤システム(DIPS)における事故報告機能を用いて行うこと。

## 第7 その他

勝浦町版ガイドラインにて詳細を定めていない項目については、国のガイドラインを参考とすること。また、国のガイドラインで示されておらず、勝浦町版ガイドラインにて追加した部分については、本文中に波線のアンダーラインで示している。